

平成21年
10月より

住民税の年金からの 引き落としが始まります。

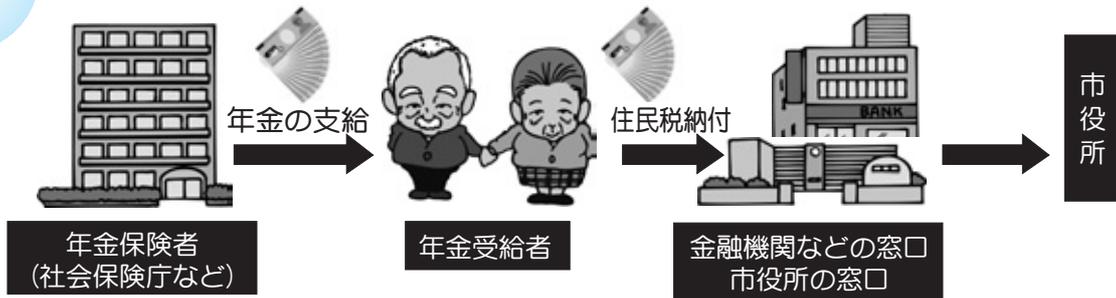
《特別徴収制度》

65歳以上の年金受給者で、
住民税を納税されている方に
お知らせです。

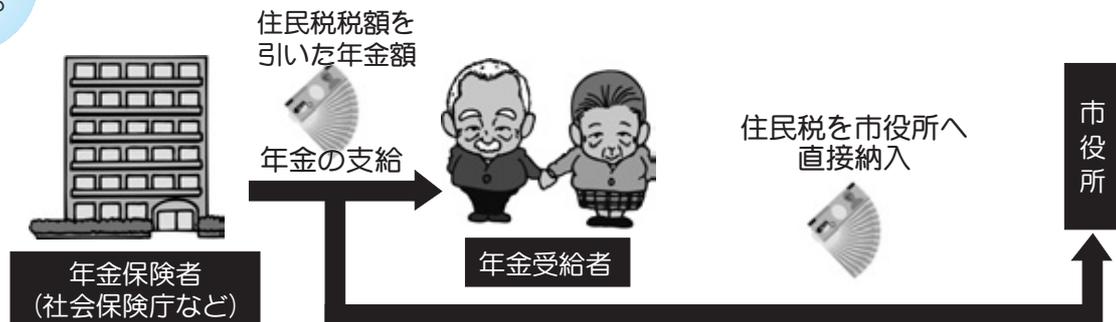
《特別徴収制度》とは、年金保
険者が住民税を年金から引き落とし
て市役所へ直接納入することです。

現在、年金を受給されており住民税を納税する義務のある方には、年4回、市役所や金融機関などに直接出向き、住民税を納めていただいています。この制度の導入により、年金を支給する年金保険者が住民税を年金から引き落とし、市役所へ直接納入することとなるため、納税の手間が省かれるとともに、市役所の事務の効率化が図られます。

これまで



平成21年
10月から



新たな負担が生じるものではありません。

住民税の年金からの引き落とし（特別徴収制度）の導入は、納税方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

住民税の年金からの引き落とし制度へのご理解をよろしく申し上げます。
問い合わせ先：市役所税務課 (☎ 662-3164)